

一般競争入札公告

令和 8年 4月 1日

社会福祉法人 峰林会
理事長 武田 敏也

社会福祉法人峰林会の発注する『特別養護老人ホーム峰林荘 屋上防水改修工事』について、以下の通り一般競争入札を公示します。

1. 工事概要

- (1) 工事件名
特別養護老人ホーム峰林荘 屋上防水改修工事
- (2) 工事期間
契約の翌日から 令和 8年 6月 30日 まで
- (3) 工事場所
茨城県守谷市野木崎 1931
- (4) 工事内容
建物屋上（大屋根1ヶ所、小屋根2ヶ所）の防水改修一式

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施工第167条4の規定に該当しない者であること
- (2) 建設業の許可を有すること
- (3) 茨城県竜ヶ崎工事事務所管内または茨城県常総工事事務所管内に本店があること
- (4) 建築一式の経営事項審査総合評点値（P）が900点以上であること

3. 決定方法

- (1) 決定方法 応札者による見積金額による
- (2) 予定価格 有（非公表）
- (3) 最低制限価格 有（非公表）

4. 設計図書の配布

- (1) 参加資格が有と確認された業者には、設計図書等を配布する
- (2) 配布した設計図書等は返却するものとする

5. 入札書提出日日程

- (1) 公 告 日 令和 8年 4月 1日（水）
- (2) 応募締切日 令和 8年 4月 7日（火）午後5時まで
- (3) 設計図書等配布日 令和 8年 4月 10日（金）
- (4) 質疑書提出日 令和 8年 4月 15日（水）午前12時まで
- (5) 入札日 令和 8年 4月 21日（火）午前10時

6. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札額を提出した者を落札者とする
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいなかった場合は、再入札を実施する。なお、初度でして制限価格に満たない者は再度参加できないものとする（提出は2回まで実施するものとする）
- (3) 上記（2）によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記3条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする

① 最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合（最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、

次に低い価格で入札した者を対象とする)

② 再入札において、応じる者が1者のみとなった場合

条件1：交渉過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと

条件2：見積りにあたっての条件等を変えることは認められないこと

条件3：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること

- (4) 落札者とすべき同額の入札をしたものが2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする
(くじ引きの方法は棒引きとする)

7. 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額
(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、見積
者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の110に
相当する金額を入札書に記載すること
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること
- (4) 入札回数は2回とする
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下『独占禁止法』という)等に
抵触する行為を行わないこと
- (6) 下記の各事項に該当する見積は無効とする
- (ア) 入札に参加する資格の無い者がした入札
- (イ) 郵便、電報、電話及び、ファクシミリにより見積書を提出した者がした入札
- (ウ) 不備な入札金額及び内訳書を提出した者がした入札
- (エ) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (オ) 茨城県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札
- (カ) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (キ) 次に掲げる者がした入札
- ① 入札書の押印がないもの
 - ② 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のないもの
 - ③ 押印された印影が明らかでないもの
 - ④ 記載すべき事項の記入がないもの、又は記入した事項が明らかではないもの
 - ⑤ 代理人で委任状を提出していない者がしたもの
 - ⑥ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - ⑦ 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (ク) 前事項目に定めるもののほか、その他案内に示す事項に反した者がしたもの

8. その他

- (1) 公正な入札執行が出来ない状態に陥った場合、執行しないことがある
- (2) 一度提出した入札書の書き換え、引き換えは撤回することはできない
- (3) 入札は当法人の理事、監事及び、評議員の立ち合いによるものとする

9. 契約方法

- (1) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する
- (2) 『建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建材リサイクル法）第13条第一項』の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書に添付すること
- (3) 契約保証金の徴収は免除する
- (4) 工事履行保証措置は、工事履行保証金（工事請負の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人は採用しないこと
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うと共に、県から指導があった場合にはそれに従うこと
- (6) 一括下請契約をおこなわないこと
- (7) 消費税の免税事業者は、事前に証する書面を届け出ること
- (8) 請負代金の支払期限に関しては、竣工引き渡し後に一括支払いとする

以上

特別養護老人ホーム峰林荘 屋上防水改修工事仕様書

1 建物概要

- (1) 工事名称 : 特別養護老人ホーム峰林荘 屋上防水改修工事
- (2) 所在地 : 茨城県守谷市野木崎 1931
- (3) 規模 : 鉄骨2階 建築面積 2469.37 m²、延床面積 3395.92 m²
うち工事範囲 サービス・ショートステイ棟 608.3 m² ※別紙1 参照

2 工事範囲・工事概要

- (1) 大屋根 543.7 m²、小屋根 (2ヵ所) 64.6 m² の防水及びそれに伴う改修工事
- (2) 防水は塩ビシート防水 機械固定工法とする
- (3) 屋根防水に付随して入隅部、立上り端末等の防水、シーリング処理、脱気筒、改修ドレンの設置も行う

3 その他

- (1) 工事は原則平日日中作業とする
- (2) 工事用電力、上水道は支給とする
- (3) 工事車両は敷地内駐車場の一部を使用できるものとする